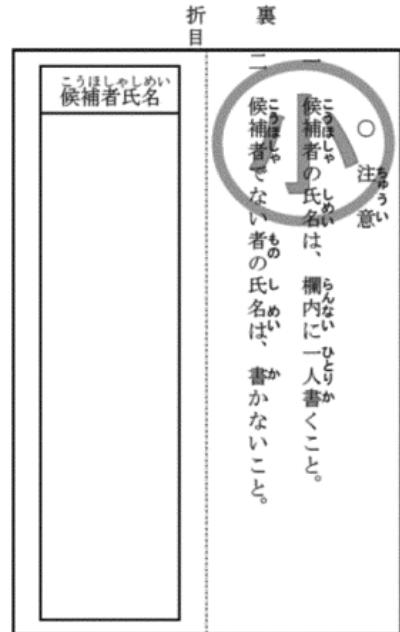
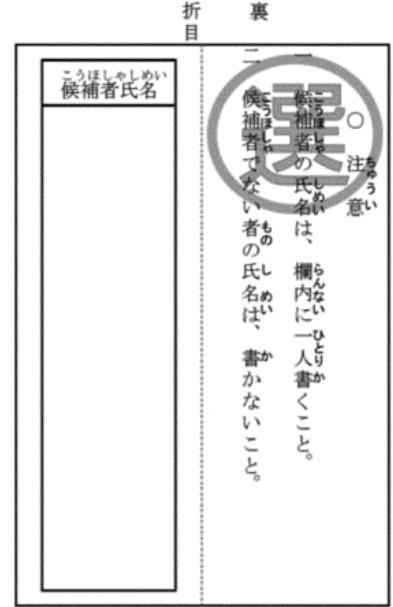


第五号様式（衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式）（第五条関係）

その一



その二



その三

表
折目



何選挙投票
選挙管理委員会
都（道府県）（市）（区）（町）（村）
印

裏
折目



政黨その他の政治団体の名稱又は略称を、欄内に一とつ書くこと。

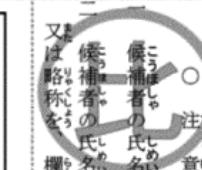
その四

表
折目



何選挙投票
選挙管理委員会
都（道府県）（市）（区）（町）（村）
印

裏
折目



候補者氏名
または
政党その他の政治団体の名稱若しくは略称
候補者の氏名を、欄内に一とつ書くこと。
候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名稱を、欄内に一とつ書くこと。

備考

- 一 様式その一は衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票用紙の様式であり、様式その二是参議院選挙区選出議員の選挙の投票用紙の様式であり、様式その三是衆議院比例代表選出議員の選挙の投票用紙の様式であり、様式その四是参議院比例代表選出議員の選挙の投票用紙の様式である。
- 二 用紙は、折りたたんだ場合においてなるべく外部から文字を透視することができない紙質のものを使用しなければならない。
- 三 様式その一から様式その四までによる投票用紙は、事情の許す限り、それぞれ色の異なる用紙を使用しなければならない。
- 四 様式その一から様式その四までによる投票用紙は、再選挙又は補欠選挙の投票用紙を除き、事情の許す限り、それぞれの選挙名を強調した表記としなければならない。
- 五 投票用紙に押すべき都道府県の選挙管理委員会の印は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、都道府県の印又は市区町村の選挙管理委員会の印若しくは市区町村の印をもつてこれに代えても差し支えない。
- 六 不正行為を防止することができる方法で投票用紙を印刷することができると認められる場合に限り、都道府県の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票用紙に押すべき都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。
- 七 投票用紙は、片面印刷の方法により調製しても差し支えない。